

[ロシア] 並行輸入に関する最新判決について

——権利者に認められる保護の限度の解釈——

ロシア憲法裁判所，2018年2月13日判決

No.8-P

橋 本 千 賀 子*
ナタリア・グリャエバ**

抄 録 ロシアで製品を販売している日本企業にとって、品質及び価格の維持を阻害する他国からの並行輸入品は大きな問題となっている。ロシアにおいては、2008年に並行輸入についての実務的取扱いを大きく変更し、税関での侵害認定は認められず、すべて民事訴訟により判断されるべきであるとする意見が最高裁判所によって出され、その後数多くの判決がなされた。ロシアでは商標権の国内消尽が法律で認められているが、2012年にユーラシア経済連合（EEU）において域内消尽の原則が採用されたことから、ロシアにおける並行輸入の現行の取扱いの是非をめぐって議論が高まっている。2018年2月に出された憲法裁判所の判断はこれまでのロシア裁判所の判断に変更を加え、権利者による並行輸入品の排除を極めて限定的な条件下でしか認めないとするものであった。当該判決は、権利者及び並行輸入業者の今後の利害に影響を与えるとして大きな関心を集めている。

目 次

1. はじめに
2. ロシアへの並行輸入に関連する法制度
 2. 1 税関での差止
 2. 2 民事訴訟
3. 並行輸入の取扱いの変遷
 3. 1 国内消尽か国際消尽か
 3. 2 裁判所における2017年までの判断
4. ロシア憲法裁判所 2018年2月13日判決
 4. 1 事案の概要
 4. 2 憲法裁判所判決の内容
 4. 3 州商事裁判所でのその後の判決
 4. 4 2018年前半に出されたその他の判決
 4. 5 今後への影響
5. おわりに

1. はじめに

2018年は「ロシアにおける日本年」¹⁾として、日露の政治、経済、文化、科学、教育、その他の分野において交流が促進されている。日系企業のロシアでの投資・経済活動も両国首脳外交の活発化を受けて益々活発化している²⁾。

また、CIS (Commonwealth of Independent States) の国々においても、日本からの投資が増加している。

このような状況において、ロシアでは品質が高い日本製品に人気があり、その需要を見込ん

* ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業
弁理士 Chikako HASHIMOTO

** Hogan Lovells (CIS) パートナー
Natalia GULYAEVA

で多くの並行輸入あるいは密輸が行われている。

並行輸入については品質管理上の問題が生じることが多く、権利者にとっては看過できない問題である。ロシアでは2017年まで裁判所において並行輸入を商標権の侵害であると認める判断が行われていたが、2018年2月にその流れを大きく変える判決が憲法裁判所で発せられた。

本稿では、この歴史的判決とその位置付けについて概観する。

2. ロシアへの並行輸入に関連する法制度

2.1 税関での差止

(1) ロシア税関での商標権に基づく差止

ロシア税関では、商標権に基づく差止申立が可能であり、連邦関税局（FCS）はその傘下に、税関を有し、ロシア国内のほぼすべての地域及び都市に税関及びその支所を配置している³⁾。

登録商標が税関に登録された場合、税関はその商標の監視を行い、疑義侵害品を発見すれば権利者に通報する。

(2) 税関での並行輸入品の取り扱い

税関が疑義侵害品を発見し、権利者が確認した結果、並行輸入品と判明した場合には、税関が行政訴訟を提起することはできない。並行輸入品は公益に影響しないという理由からである。

しかし、税関に商標を登録することによって、並行輸入品が発見される頻度は格段に高まると言われている。税関で少しでも疑いがある貨物が発見された場合には、権利者に通報されると思われるからである。

なお、ロシアはユーラシア経済連合（EEU）の加盟国であるが、EEU域内においては、商標権は地域消尽の考え方で取り扱われることになる。

2.2 民事訴訟

(1) ロシアの裁判所システム

ロシアの裁判所は商事裁判所（仲裁裁判所とも呼ばれる）と普通裁判所とからなる。商標権侵害に関する案件であって法人又は個人起業家が当事者となるものは、商事裁判所の管轄となり、1名の裁判官又は、ロシア連邦の仲裁手続規約（「仲裁規約」）に従い、裁判官の共同体により審理される。

第一審商事裁判所は、商標権侵害事件の本案を審理し、ここでは1名の裁判官が審理を担当する。判決は、控訴されなければ裁判所が判決の日から1か月後に確定する。

裁判所の判決に対しては控訴商事裁判所に対して控訴することができる。3名の裁判官共同体が控訴を審理する。控訴は2か月以内に審理されなければならないが、この期間は、複雑な案件については延長することができる。控訴裁判所の判決は、判決承認日から発効し、かかる判決はさらに、第二控訴裁判所（破毀院）（商標権侵害案件については、知財裁判所）に対して、2か月以内に控訴することができる。

知財裁判所は、2013年に設立され、商標権侵害案件に関する第二控訴（破毀審）を審理する。知財裁判所の判決は、その承認日から発効する。知財裁判所の判決に対しては、ロシア連邦最高裁判所（第二破毀院）へ上訴することができる。また、ロシア連邦の最高裁判所の幹部会に対して監督審の申立を行うことができる。

ロシア憲法裁判所に対しては、法律によって認められた場合に案件を提起することができる。ロシア憲法裁判所での案件の審理は、特に、法律又はその他の規定がロシア憲法に従っているかどうか不明確であると考えられる場合などに行われる。今回の判決は憲法裁判所の判断である。

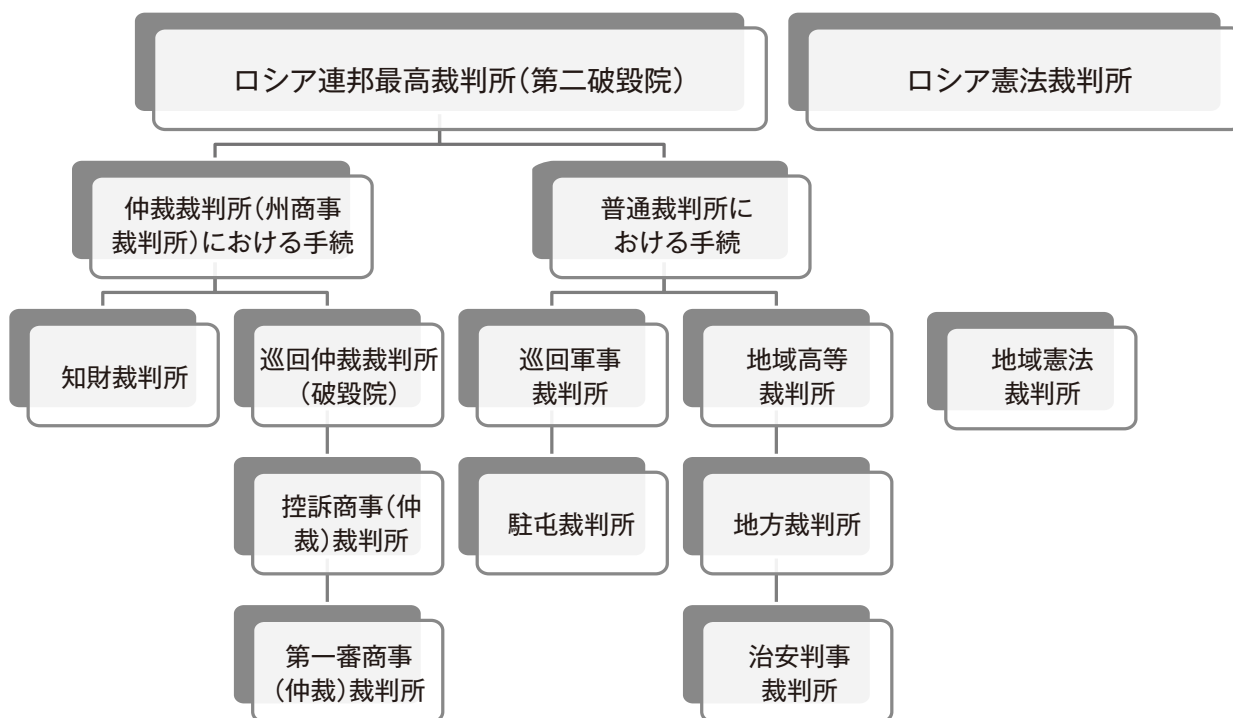


図1 ロシアの裁判所システム

(2) 並行輸入に対する民事訴訟

最高裁判所は2008年に指針を出し、税関は並行輸入の案件を訴追すべきでなく、並行輸入の案件はすべて民事訴訟で解決されるべきであると述べてそれまでの実務を変更した。それは、並行輸入は公益には影響せず、知的財産権者の利益にのみ影響するからである³⁾。

その後、並行輸入業者に対する複数の訴訟が提起されたが、その多くにおいて、権利者側に有利な判決が出されている^{3), 4)}。

3. 並行輸入の取扱いの変遷

3.1 国内消尽か国際消尽か

ロシアでは、商標権の消尽の原則の妥当性に関して、長年の間議論が続いている。EEUの国々（アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス及びロシア）で適用されるユーラシアの法律は、上記連合の加盟国が地理的に隣接しているという特殊事情から共通することが多いが、ロシアの法律については、商標権国内消尽

の原則を基本としており、これまで改正されたことはなかった。

一方で、並行輸入の合法化について、ロビイスト活動も行われている。このような状況において、ある並行輸入業者がロシア憲法裁判所に申立を行い、2018年2月にロシア憲法裁判所が、ロシアへの並行輸入に関する指針を示す決定を下したのが今回の判決である。

ロシアは、商標権の国内消尽の原則を維持してきた（EEU内では、地域内消尽が適用される）。言い換えれば、ロシア民法は並行輸入（正式に認可されていない輸入業者による真正品の輸入）を禁止している。しかしながらロシア裁判所の実務において、この問題は議論的となってきた。

一方で、国際的消尽の原則に移行するという考えは、複数の行政機関により広く支持されるようになっていた。例えば、Russian Federal Antimonopoly Service（ロシア連邦反独占局：FAS）は、Daimler AG, Renault, YD-Diagnostics等の大企業に対して、権限のない取引者により

輸入された真正品に不合理な制限を課すことは許されないと、数回警告していた。FASは、商標権者に輸入許可を求めたにもかかわらず、権利者から拒絶されるか無視された輸入者から多数の不服申立を受けていた。警告を受けたある日系大手企業は警告に対して不服申立を試みたが、モスクワ市の商事裁判所は、並行輸入の疎外は他企業の権利を制限することを目的としており、当該企業が認可する限定的な取引者に対して不当な利益を与えるとともに、競業者に損失を与えかねないとして、FASの決定を維持した。

3. 2 裁判所における2017年までの判断

上述のように、国内消尽か国際消尽かの議論があるなか、ロシア最高裁判所及び知財裁判所は、これまでに何度か、並行輸入を違法と認定する決定を維持しており、これは一貫してロシア商標法の規定に基づいていた。この見解においては、EEUの規定も踏まえた上で、個々の商品が、商標権の地域内消尽の原則が適用されるEEUの加盟国内において、合法的に商業流通にのせられた場合にのみ、商標権者の同意は不要とされた。

2010年以降、2017年まで裁判所の判断は権利者有利であった。その状況で、並行輸入を容認する方向に判断を変えたのが2018年2月13日の憲法裁判所の判決である。

4. ロシア憲法裁判所 2018年2月13日判決

4. 1 事案の概要

数年前、商標権者Xはカーニングラード州の商事裁判所（知的財産権侵害案件の第一審案件については、州内の商事裁判所が管轄となる。）に対し、並行輸入業者Yを相手方とする請求を申立てた。Yは、Xの商標を付した製品をXの許諾なくロシアへ輸入していた。Xは、

(1) Yに対して、Xの同意なしに、X商標を付した商品の輸入、販売の申し出、販売又は、その他ロシアの商業流通経路に入れること、並びにこれらを目的とした保管を禁止すること、(2) Yに対して、商標Xが商標登録された商品に関して商標Xを商業的に使用することを禁止すること、(3) Yの費用負担にて、X商標を付した輸入商品を差押え、廃棄すること、(4) X商標権の侵害に対して、法定損害賠償金を支払うこと、を請求した。

カーニングラード州の商事裁判所は、かかる請求を全て認めた。裁判所は、商標権者の同意なく、ロシアの商業流通に商品を入れることは、過去に他国においてXが、商品を商業流通に入れることに同意していたとしても、商標権違反となる、と決定した。

Yは、第13控訴商事裁判所に対して、かかる第一審判決は法律を誤って適用しているとして控訴したが、かかる控訴は棄却された。かかる第13控訴商事裁判所の決定はさらに、ロシア知財裁判所（商標権侵害案件について破毀審（第二審案件）を担当する裁判所）に対して控訴された。ロシア知財裁判所の決定によれば、将来の商標使用の禁止という部分については抽象的すぎるとして、その部分については州商事裁判所の第一審判決及び抗告審の判決が覆されたが、他の部分は維持された。

Yは、上記判決に関連する民法及び民事訴訟法の違反を主張して、ロシア連邦最高裁判所（第二破毀院）に対して上告したが、ロシア最高裁判所は、本件について再度審理する法的根拠に欠けるとした。その後Yは、ロシア憲法裁判所に対し、ロシア民法典（「RCC」）のうち、並行輸入業者の責任に関連する複数の規定は違憲の疑いがあるとして訴えを起こした。ロシア憲法裁判所は、ロシアの法律の合憲性について判断し、憲法に沿った法解釈を示す権限を与えられている唯一の司法機関である。憲法裁判所の決

定は確定的であり、すべてのロシア裁判所の判断に適用される。憲法裁判所は、本稿で述べているとおり2018年2月13日に、並行輸入に関する新たな指針を示す決定を発表した。

4. 2 憲法裁判所判決の内容

2018年2月13日付で採用されたロシア憲法裁判所決定 No. 8-Pは、並行輸入案件についてこれまでに確立されていた考え方を変更するものである。ロシア憲法裁判所は、並行輸入に関連する以下のロシア民法典（RCC）の規定が、合憲であるかを検討した。

- ・ RCC第1252条4項 – 商標権侵害に適用される中間的救済
- ・ RCC第1487条 – 商標権の国内消尽の原則
- ・ RCC第1515条1項および2項 – 商品の模倣品認定、並びに模倣品の市場からの排除および廃棄、模倣品の包装から商標又は類似の表示を削除することの請求に関する商標権者に対する救済手段
- ・ RCC第1515条第4項1 – 商標権者が侵害者に対して請求を認められている (1) 1万ルーブルから500万ルーブル（約140ユーロから6万8,000ユーロ）の法定損害賠償金（実際の損害額の賠償に代わるものとして）、又は (2) 模倣品の価格の2倍またはライセンス料相当額の2倍に相当する賠償金の法定損害賠償金の請求権。

憲法裁判所は、上記規定は合憲であると宣言した上で、上記規定が、憲法の原則に矛盾しないよう適用されるための運用について解釈を示した。かかる解釈は、ロシアでの、商標権者と並行輸入業者による長年の議論から結論づけられたものであった。

上記決定において、商標権の国内消尽の原則は、ロシアが批准した国際条約にしたがって適用されなければならないと述べられた。したがって、EEU協定附属書26の第16項で商標権の

地域内消尽を規定していることに鑑みれば、地域内消尽は商標権の国内消尽の原則に優先されなければならないとされた。

憲法裁判所はまた、競争保護に関する連邦法（Federal Law “On Competition Protection”，以下「競争保護法」という。）の例外としての知財権の行使は、商標権者の不当な又は権利濫用的な行為を正当化するものとして解釈されるべきではないと述べている。したがって、ロシアの裁判所は今後、もし、商標権者の不正な権利行使によって、並行輸入業者に対する救済的措置が、市民の生命や健康を害するか、あるいはその他の公益に多大な影響を与える場合には、かかる措置の一部又は全部を拒否する可能性がある。

もし、商標権者が不当に商標権を行使する場合には、ロシア裁判所はかかる行為を権利濫用的な行為として、その請求を棄却すべきである。ロシア憲法裁判所は、商標権者の不当な行為の例として、(1) 他国によりロシアに対して課された制裁措置が、正当な国際法的手続きを踏んでおらず、かつ国際協定に矛盾するものである場合、(2) 並行輸入を禁止することに伴って、不公正な価格政策を実行したり、ロシアの消費者に影響する商品、特に生活必需品（薬品、医療用具等）の流通に不当に制限を課すこと、を挙げている。

憲法裁判所は、商標権の国内消尽の原則は、それ自体、ロシア憲法と矛盾するものではないと認めつつも、並行輸入と模倣品輸入とは区別して取り扱うべきであると述べた。もし、並行輸入商品によってもたらされる損害が、模倣品の輸入による損害と同等である場合は例外的に並行輸入を模倣品の輸入と同等に扱われることとなる。しかし一般的には、並行輸入による損害は模倣品輸入による損害より少なく、裁判所は裁量により、賠償金額を減ずることが認められる。さらに憲法裁判所は、一般的に、並行輸

入品の廃棄は、それらの商品が不良品である場合、安全のために廃棄が必要である場合、もしくは国民の生命や健康、自然及び文化的価値、その他公衆にとって非常に重要であり、憲法によって守られる権利を保護するために必要である場合にのみ認められるべきであると結論づけた。それ以外の場合には、ロシア裁判所は、商標権者の権限なく輸入された真正品の廃棄を認めてはならない。つまり、今後裁判所が並行輸入品の差止及び廃棄を認めない可能性も十分にある。

憲法裁判所は、ロシアの立法機関に対して、知財権の侵害の救済措置を、真正品の並行輸入に関する場合と模倣品の輸入に関する場合とで明確に区別するために、国内法を改正することを提案した。

4. 3 州商事裁判所でのその後の判決

(1) 2018年8月13日判決の概要

2018年2月13日の憲法裁判所の判決を受けて、Yはカーニングラード州の商事裁判所に対し、新しい判決を踏まえ本案件を再度審理するよう請求した。カーニングラード州の商事裁判所は2018年6月5日、第一審の判決を覆す決定を行った。新たな口頭審理が2018年8月13日に行われ、カーニングラード州商事裁判所は2018年8月13日付で、ロシア憲法裁判所の判決における新しい状況を考慮した。裁判所は、商標権者の請求を一部認め、(1) Yが、X商標を付した商品の輸入、販売の申し出、販売をすること、その他かかる商品をロシアの商業流通経路にのせることを禁止すること、並びにこれらを目的とした保管を禁止すること、(2) Yの費用負担にて、X商標を付した輸入商品を差止め、廃棄すること、(3) YはX商標権の侵害に関して、1万ルーブル(約130ユーロ)の法定損害賠償金を支払うこと、をYに請求した。

(2) 同判決の詳細及び理由

上記判決の詳細及び理由は以下のとおりである。

裁判所は、Xの商標権を付した当該商品に関する通関申告書に基づいて、YがX商標を付した商品をロシアの商業流通経路にのせたと認定した。さらに、憲法裁判所判決において強調された考え方にに基づき、EEU加盟国以外からロシアへの輸入は、商標権者の同意を得てのみ可能であることを確認した(地域内消尽)。

Yは、Xは悪意をもって行動していると主張したが、裁判所は、Xが、自らの商標権を保護することを通じて、Yを害する目的で行動している、または、市場での競争を制限したり、その支配的地位を濫用するという観点で行動している、という証拠をYが提供していないと述べた。裁判所は、Xの商標権の保護に関する訴訟を提起すること自体は、公益上の脅威となる悪意のある行為とはみなされないという主張について、Xの主張を支持した。

裁判所は損害賠償の問題について、詳細には言及せず、過去にYが累犯ではないことから、法定賠償金である1万ルーブル(約130ユーロ)の支払いを命じた。

裁判所はまた、Yが商品の輸送および保管に関する規則を遵守した証拠が存在しないとするXの主張を考慮し、侵害品の廃棄請求を認めた。

本判決について並行輸入業者Yが、控訴裁判所に控訴する可能性はまだ残っている(2018年8月15日現在)。

商標権者が法定損害賠償金を請求する場合には、商標権者は、真正品の並行輸入の案件において、認められる損害賠償額が低額となる点に留意すべきである。上記案件において、カーニングラード州商事裁判所は当初認容した10万ルーブル(約1,300ユーロ)の法定損害賠償金を1万ルーブル(約130ユーロ)に減額した。したがって、より高額の法定損害賠償金を認め

させるためには、商標権者は、並行輸入業者により莫大な損害を被ったことを立証できるようにしなければならない。

4. 4 2018年前半に出されたその他の判決

2月13日の憲法裁判所判決以降、並行輸入に関して以下のような判決が出された。

(1) 2018年3月19日 第9控訴商事裁判所判決 (No. A40-98047/16についての決定 No. 09AP-61491/2017-GK)

裁判所は、真正品と立証された物品については差止めと廃棄を認めないとした。第1審では並行輸入によってもたらされた損害の賠償と当該物品の差止め及び廃棄が認められていたが、控訴商事裁判所はこれを覆し、物品が真正品であるため差止めと廃棄の求めを退けた。

(2) 2018年4月18日 モスクワ市商事裁判所判決 (No. A40-194711/17-91-1680)

並行輸入品の規格がロシア市場に適合しておらず(ユーラシア統一技術基準を満たさない等の理由による)、当該商品の出所(が真正であること)も立証されなかった場合、商標権者の信用が害されるおそれがあれば、その商品は差止めを受ける可能性があることを、ロシア裁判所が確認した。

原告ピルツ社(Pilz GmBh & Co. KG)は、ソフトウェアと産業用の安全確保ツールを製造しており、同社製品の並行輸入品が適合審査(confirmation of conformity)で許可されなかったことから、ロシア市場への流入は不適切であって商標権者の信用を傷つけるだけでなく、使用者にも危険が及ぶ可能性があるとして申立てを行った。事件の被告は十分な証拠を以て商標権者の認可を受けた卸売業者の販売網から購入したことを立証することができなかったため、疑義物品の差止めを認める判決が出された。

(3) 2018年3月20日 第17控訴商事裁判所判決 (No. A60-52452/2017についての決定No. 17AP-1208/2018-GK)

この決定においては、憲法裁判所の判決のベースとなった均衡の原則と正義の原則について大幅な拡大解釈がなされている。この点については、解釈を誤っている可能性もあると思われ、今後新たな議論を呼ぶ可能性があるのではないかと考えられる。

本件ではロシア憲法裁判所の判決が引用され、模倣品(並行輸入品でない)の差止めと廃棄の申立が棄却されたが、その理由は当該事件では物品には単に商品パッケージに混同を生じる程に類似する表示が付されただけだったため、それだけで物品を廃棄に付すのは正当でないとするものだった。

(4) 2018年2月22日 第15控訴商事裁判所判決 (No. A53-15192/2017についての決定No. C01-307/2018)

本件では、商品の真正性に疑義がある場合、いつ問題として取り上げるべきかについて解釈がなされ、原告は、商品の出所が真正であるかどうか疑義がある場合、第一審の裁判の審理中にその問題を争うべきであるとされた。第一審でその点を争わず、憲法裁判所の判決の後に初めて申立てたことは、原告側の誠意に欠ける行動(act in bad faith)にあたるとして、権利者(原告)に不利な解釈をしてもよいと述べられている。

その他、以下のような同様の事件が憲法裁判所の見解に従うことを条件に、控訴裁判所から第一審裁判所に差し戻されている。

- ・2018年5月22日付最高裁判所判決(A41-72633/2015についての決定No. 305-AC17-23746)
- ・2018年5月17日付知財裁判所判決(A53-15192/2017についての決定No. C01-307/2018)

4. 5 今後への影響

憲法裁判所の判決後、並行輸入の問題に関する事例は少ないため、プラクティスが十分に熟しているとは言えない。現在のプラクティスでは、並行輸入に対してより許容的になっており、差止めや廃棄は概して認められなくなってきたことがうかがえる。

例えば、複数の判決において、並行輸入された商品が原告により製造されたものであり、原告である権利者が、当該商品が不適切な品質であること、あるいは安全性又は国民の生命若しくは健康を脅かすものであることを立証できない場合には、原告による当該商品の差押え及び廃棄の請求が退けられた。粗悪品であることの立証は商標権者が行わなければならないが、並行輸入により商標権の侵害があった場合には、損害賠償を請求することが可能である。

並行輸入品の品質について、ロシア裁判所は、商標権者が立証しない限り、当該商品は適切な品質を有すると推定しているようである。このようにロシア裁判所が憲法裁判所の指針に従っている現状で、並行輸入案件において商標権者は、商品の差押え及び廃棄の請求を補強するために、輸入された商品の不適切な品質の立証に関して特に注意を払うべきである。

今後、並行輸入業者に対して商標権侵害の請求を行う意向があるならば、商標権者は、正しい主張、戦略を選択できるよう、請求の前に、当該ケースの事情について適切な分析・評価を行い、並行輸入案件に関するロシア裁判所の判断を注意深く見守る必要があるだろう。

また、ロシアの法制度はEUのそれに倣うところが多いので、今後EUのような制度へと変化していく可能性が高い。今後は法改正も検討されると考えられるので、ロシアの並行輸入の取扱いについては常に動向に注意が必要である。

ロシアでの並行輸入は密輸と絡んでいること

も多いと言われているので、税関と密接な関係を築いていくことも引き続き有効であろう。

同時に、商品の販売の多くがインターネットを通じて行われる昨今では、オンラインショッピングサイトをモニターし、並行輸入品とうたっている商品については、必要に応じて出所を確認するレターを送付するというような対応も可能と考えられる。

しかし、並行輸入に対して行き過ぎた権利行使をすると将来は競争保護法上の問題が生じるおそれもあるので注意が必要である。

5. おわりに

日本企業にとって、ロシア市場に流入する並行輸入品の問題はロシアでのビジネスを阻害する要因の一つとなり得るものであり、大きな利害が関係する。今後は並行輸入が認められていく傾向が続くと考えられるが、日本企業が利益を確保するためにどのような方策をとることができるのか、引き続き検討を重ね、実務上重要な変更点等が生じた際にはすばやく対応を変更できるような体制を整えていくべきであろう。

注 記

- 1) 外務省 HP
https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/jrep/page25_000679.html (参照日：2018.7.10)
- 2) ジェトロ HP 世界貿易投資報告(ロシアCIS)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/gtir/2017/45.pdf (参照日：2018.6.20)
- 3) ジェトロ 模倣対策マニュアル ロシア編(2016年)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/russia_cis/ru/ip/pdf/2016_mohou.pdf
(参照日：2018.6.20)
- 4) ジェトロ ビジネス短信
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2015/02/54ead21be2ce8.html> (参照日：2018.7.20)

(原稿受領日 2018年8月27日)